

「（仮称）新阿蘇おぐにウインドファーム環境影響評価方法書」についての熊本県知事意見

環境影響評価の実施及び環境影響評価準備書の作成に当たっては、次の事項について十分勘案すること。

〔全体事項〕

- （1）事業計画や工事内容に加え、超低周波音に係る影響範囲等の環境影響評価に関する情報等については、新型コロナウイルス感染症の拡大状況を勘案しつつ、環境影響評価法に基づく説明会の他、自主的な説明会の場等で丁寧に説明することで、地域住民や関係自治体の理解を得るよう努めること。

〔水環境〕

- （1）浮遊物質量については平水時と比べ出水時のほうが工事の影響が表れやすいことから、工事の影響が大きいと想定される調査地点 WP03 等に係る出水時の調査回数を追加する必要があるか検討すること。

〔動物・植物・生態系〕

〈動物（哺乳類）〉

- （1）対象事業実施区域周辺にはカワネズミが生息している可能性があることから、魚類及び底生動物の調査と併せて確認する必要があるか検討すること。なお、調査を行う場合は、同種の生息状況について地元住民に聞き取りを行うこと。

〈動物（鳥類）〉

- （1）鳥類等に係る調査、予測及び評価の手法並びに環境保全措置の検討にあたっては、必要に応じて専門家にヒアリングを行うとともに、既設風力発電機に係る環境影響の調査結果等についても参考にすること。

〈動物（昆虫類）〉

- （1）昆虫類の調査期間について、より正確な調査結果が得られるよう、5月、6月及び7月の調査は中旬に実施するとともに、8月上旬にも調査期間を設ける必要があるか検討すること。
- （2）対象事業実施区域周辺にウラギンヒョウモンが生息している場合、オオウラギンズジヒョウモンも併せて生息している可能性があることから、昆虫類の調査にあたっては留意するとともに、同種の食草であるスマレ等の保全についても適切に検討すること。

〈植物〉

- (1) 建替場所が既設発電機の設置場所と異なる場合、発電機設置工事等により大規模な土地の改変が生じるおそれがあることから、植物の調査にあたっては建替場所周辺のコードラート調査を実施する必要があるか検討すること。
- (2) 対象事業実施区域周辺で野焼きが実施されている場所にはキスミレをはじめとする希少な植物が生育している可能性があることから留意して調査するとともに、生育を確認した場合には適切な環境保全措置を検討すること。
- (3) 対象事業実施区域周辺にはシルビアシジミが生息している可能性があることから、植物の調査にあたっては、同種の食草であるミヤコグサの群落がないか留意して確認すること。

〔景観・人と自然との触れ合いの活動の場〕

〈景観〉

- (1) シークエンス景観の調査にあたっては発電機が大きく視認される地点を複数箇所選定するとともに、それぞれについて予測を行うこと。
- (2) 風力発電機の大型化に伴い、設置場所によっては新たに建替後の風力発電機を視認できる地点が生じる可能性があるが、対象事業実施区域を含む阿蘇地域では世界文化遺産登録に向けた取組を進めていることから、標高が低い場所に建替える等景観への影響が最少となる配置を検討すること。
- (3) 事業実施により、国の重要文化的景観に選定されている阿蘇北外輪山の草原景観等に重大な影響を及ぼさないよう、景観の調査、予測及び評価にあたっては、可能な限り実際の見え方に近いフォトモンタージュを作成するとともに、眺望対象となる主要な季節や風力発電機と背景とのコントラストが強く表れやすい天候等眺望点ごとの特性を考慮すること。
- (4) 景観の調査、予測及び評価にあたっては、発電機建替による景観への影響をより適切に把握できるよう、フォトモンタージュの他、立体画像や映像等の作成についても検討すること。

「（仮称）新阿蘇おぐにウインドファーム環境影響評価方法書」についての留意事項等

環境影響評価の実施及び環境影響評価準備書の作成に当たっては、以下の事項に留意されたい。

(1) 留意事項

該当頁	該 当 事 項	内 容
P25	微小粒子状物質に係る環境基準値の記載	表3.1-6(2)について、微小粒子状物質に係る環境基準値は「1年平均値が 15 μ g/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が 35 μ g/m ³ 以下であること」と定められているが、1日平均値（短期基準）に係る記載がないため、追記すること。
P98	景観に配慮した事業計画の策定	本事業における風力発電機設置可能性範囲には極めて重要な景観的価値があることから、構築物の建築や土地形状の変更等にあたっては、周辺環境と調和した計画となるよう留意すること。
P124	地下水の利用状況に係る記載	表3.2-10について、簡易水道に係る情報のみ記載してあるが、上水道に係る情報を記載する必要はないか検討すること。
P178	国土防災に係る指定状況の確認	砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域並びに土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定状況については、最新の資料で確認すること。
P178 要約書 P15	土砂災害等の防止	対象事業実施区域は山頂にあたる他、同区域の南側には崩壊土砂流出危険地区等が存在することから、発電機設置や残土処分等に伴う造成工事により土砂災害を誘因・助長することのないよう土砂の流出防止対策や斜面の安定対策、集中豪雨等による被害防止対策等について検討すること。
P236	土地改変の範囲等	発電機設置に伴い、掘削や盛土等の土地改変を行う場合は、準備書以降の手続きにおいてその範囲及び改変の程度を示すとともに、必要に応じて当該改変による影響を回避・低減するための環境保全措置について検討すること。

該当頁	該 当 事 項	内 容
P241～ P242	環境影響評価項目の選定に係る記載	表6.1-3(2)及び表6.1-3(3)の「選定する理由又は選定しない理由」の一部に、「既設風力発電機設置位置での建替えを想定しており」とあるが、既設風力発電機設置位置以外での建替えの可能性もあることから、当該可能性を踏まえた記載とすること。
P252	河川の pH 調査	事業実施に伴い、コンクリート打設等を行うことでアルカリ成分が溶出し、水生生物やその生息環境に影響を及ぼすおそれがあることから、河川のpHに係る調査を追加する必要があるか検討すること。
P258	コウモリ類に係る調査	コウモリ類に係る調査手法等については、必要に応じて既存文献や関係者との協議結果等をもとに検討すること。
同上	同上	コウモリ類の調査に関し、検出器の位置や使用されたコウモリ探知機のタイプ、気象データ等の情報を準備書内に記載する必要があるか検討すること。
—	埋め戻しに利用する土壌	撤去工事に伴う埋め戻しに外部の土壌を利用することで、当該土壌に含まれる土壌動物や種子等が現地の生態系等に影響を及ぼすおそれがあることから、可能な限り現地周辺の土壌を利用する等対策を検討すること。

(2) 修正事項

該当頁	該 当 事 項	内 容
P33	地下水測定結果	表3.1-9(1)について、「小国町」の「T-1」の「鉛」の値が「<0.001」となっているが、「-」の誤りであるため修正すること。

(3) 指導・要望事項

該当頁	該 当 事 項	内 容
P4	国土利用計画法の遵守	事業用地を土地売買契約等で取得した場合には、契約締結日から2週間以内に小国町政策課及び南小国町まちづくり課へ土地売買等届出書の提出が必要となる場合があるため、留意すること。

該当頁	該 当 事 項	内 容
P119 P193	農用地区域からの除外	対象事業実施区域の一部は農用地区域であるが、同区域に風力発電機等を設置する場合、事前に区域からの除外が必要となるため、小国町産業課及び南小国町農林課へ相談すること。
同上	農用地区域以外の農業振興地域内における開発行為	農業振興地域の区域のうち農用地区域以外にある区域における開発行為について、当該開発行為により、農用地区域内にある農用地等において土砂の流出若しくは崩壊その他の耕作若しくは養畜の業務に著しい支障を及ぼす災害を発生させ、又は農用地区域内にある農用地等に係る農業用排水施設の有する機能に著しい支障を及ぼすことにより、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがあるとき認められるときは、知事は、事業者に対しその事態を除去するために必要な措置を講ずべきことを勧告することができるため留意するとともに、必要に応じて小国町産業課及び南小国町農林課へ相談すること。
同上	農地転用許可	農地又は採草放牧地に風力発電機等を設置する場合は、農地転用許可申請の手続きが必要であり、広がりのある農地等については、原則許可できないことになっているため、小国町及び南小国町の農業委員会に相談すること。
P120 P174 P175	林地開発許可	対象事業実施区域内には地域森林計画対象民有林があるが、全体計画で1haを超える土地の形質の変更を伴う行為は、森林法に基づき林地開発許可申請の手続きが必要となるため、事前に対象事業実施区域に含める範囲等について熊本県北広域本部阿蘇地域振興局林務課へ相談すること。また、申請を要する場合には申請先である同課と予め協議を行うこと。
P121～ P124	水道水源への配慮	事業実施にあたっては、南小国町簡易水道事業の給水区域外に水源（湧水）が存在するため、支障がないよう配慮すること。なお、湧水の取水地点については、南小国町に確認すること。併せて、給水区域外に住居がある場合、湧水又は地下水等を飲用・生活用水としている可能性が高いため、これらに支障がないよう配慮すること。

該当頁	該 当 事 項	内 容
P171	重要文化的景観に係る協議	対象事業実施区域の一部は国選定重要文化的景観の選定申出予定地に含まれているため、関係市町村及び関係機関と協議を行うこと。
P96 P174 P175	保安林内での行為	保安林においては、県知事の許可を受けなければ、立木を伐採する行為及び、立竹を伐採し、立木を損傷し、家畜を放牧し、下草、落葉若しくは落枝を採取し、または土石若しくは樹根の採掘、開墾その他土地の形質を変更する行為をしてはならないことと定められているため、対象事業実施区域に含まれる保安林内で以上の行為を行う場合には、熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局林務課と協議を行うこと。
P175	開発行為に係る協議	今回の事業内容が森林法第10条の2に基づく開発行為に該当する場合は、河川課作成の「開発許可申請に伴う調節池設置基準（案）」の適合性の確認協議が必要となるため、留意すること。
要約書 P34 P41	熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例の遵守	ダイコクコガネ及びミドリシジミは県の指定希少野生動植物に指定されており、採取等が禁止されていることから、調査目的で採取等を行う場合には予め熊本県自然保護課に相談のうえ、知事の許可を得ること。
—	世界遺産登録推進に係る関係機関等との協議	対象事業実施区域を含む阿蘇地域では世界文化遺産登録に向けた取組を進めていることから、事業計画等の検討にあたっては、関係自治体の他、必要に応じて阿蘇世界文化遺産学術検討委員会等の専門家と協議を行うこと。
—	騒音規制法等に係る届出	騒音規制法、振動規制法及び熊本県生活環境の保全等に関する条例に基づく特定建設作業を実施する場合は、所管の市町村に対して作業の開始の日の7日前までに届出を行うとともに作業基準を遵守すること。